

会 議 録

会 議 名	第4回協働事業における契約のあり方等検討小委員会		
事 務 局	市民部 コミュニティ文化課		
開 催 日 時	平成23年9月2日(金) 午後4時58分～午後6時52分		
開 催 場 所	前原暫定集会施設C会議室		
出 席 委 員	安藤雄太小委員長 川合彰委員 吉田孝委員 堀井廣子委員		
欠 席 委 員	山路憲夫委員		
事 務 局 員	1 小金井市 コミュニティ文化課長 鈴木茂哉 コミュニティ文化課文化推進係主事 岩佐健一郎 コミュニティ文化課文化推進係主事 高野修平 2 小金井市社会福祉協議会 小金井市市民協働支援センター準備室 市民協働推進員 加藤進 市民協働推進員 佐藤宮子		
傍 聴 の 可 否	可		
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由		傍聴者数	0人
会 議 次 第	(1) 協働事業の認定について (2) 協働契約書について ア 「NPOと行政のパートナーシップは成り立つか」(第2回小委員会資料2の7)44ページの「〇〇〇事業に関する協働契約書」について イ 「対等なパートナーシップに基づく協働契約」のあり方の研究報告書(第2回小委員会資料2の8)22ページの「その2『対等なパートナーシップに基づく『協働契約』のあり方の研究』を例に」について ウ 「対等なパートナーシップに基づく協働契約」のあり方の		

	<p>研究報告書（第2回小委員会資料2の8）26ページの「6合意書書式—地域子育て支援拠点事業を事例に」について</p> <p>エ 「協働契約書」等を採用することの問題点</p> <p>(3) 「協働契約書」を採用するまでの間の「協定書（役割分担表、合意書等を含む）」の採用について</p> <p>(4) 契約期間について</p> <p>(5) 契約金額について</p> <p>(6) 上記のほか、市民活動団体等が意欲を持って協働事業に取り組むための協働のあり方について</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>会 議 要 旨</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>提 出 資 料</p>	<p>(1) 随意契約のガイドライン（4の1）</p> <p>(2) 小金井市プロポーザル方式業者選考に関するガイドライン（4の2）</p>

第4回契約小委員会会議結果

- 1 協働事業における契約のあり方に関する検討結果報告書の内容を中心に、議論した。

第4回契約小委員会会議要旨

【事務局】 (資料説明)

【小委員長】 資料説明によると、協働事業についてはプロポーザル方式を含めて随意契約が中心となるということだが、そのとおりだと思う。その場合、プレゼンテーションを公開するなど、透明性を確保する必要がある。

【委員】 碓井教授の話に、現行法が協働に合っていないということがあったが、現行法を変えるという話はないのか。

【小委員長】 ないことはない。

【事務局】 「新しい公共推進会議」の政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門委員会が報告書を提出した。それに対して政府も項目ごとに対応策を示している。その中には、将来法改正に結びつくものもあると思う。

【小委員長】 地方自治法等が改正されなくても、条例等でどの範囲まで変えられるかということがある。

【委員】 契約について透明性を高めていくためには、情報公開を徹底して進めていくことが肝心だ。

【小委員長】 報告書の内容について議論したい。初めの方に、協働契約を必要とする背景を入れる必要がある。また、市民団体と行政の協議の場の確保も必要だ。

【委員】 協働事業は、市民提案型と行政提案型の2つか。

【小委員長】 第三者による提案も考えられる。

【小委員長】 現行法の問題点にも触れる。また、現行の委託契約の問題点を挙げていく。一方通行であり、協働の仕組みになっていない。仕様書の作成に市民団体が参加できようにする。行政と市民団体の役割を明確にする。もちろん、これらは行政と市民団体の協働事業の契約の場合である。

【委員】 協働事業の相手方に企業も入るのか。

【小委員長】 協働の範囲を最終的に議論する必要がある。企業とNPOが連合体を組んだときに問題となる。

【小委員長】 寄付金や参加費を含めて、第三者の財源を利用できるようにすると、協働事業がさらに広がる。

【小委員長】 法人の経費がきちんと積算に含まれることが必要になると思う。NPO側も力をつけて理論構築していく必要がある。

【小委員長】 これに加えて、著作権などの成果物、契約期間、損害賠償責任の問題がある。

【委員】 条例化することについては、問題はないのか。

【小委員長】 地方自治法等に抵触しない範囲であれば、問題はない。

【小委員長】 民間財源を入れてやるようにする場合、行政側、市民団体側それぞれの分担金の考え方を取り入れる必要がある。これについては、条例で規定するのがよい。

【委員】 本当は、プロポーザルの前の段階で、市が実施している事業を協働でやろう、それをどのように作り上げていくかということ、一緒に練り上げる段階がないと一方通行になる。

【小委員長】 企画提案を受けて検討し事業者を決めたあと、協議の場を設けて仕様書を作っていく。

【委員】 議論を聞いていると、協働の範囲を狭く考えているようだ。協働基本指針では、もっと広くとらえている。検討委員会としては、行政がお金をつけてやる事業に絞っていくということか。

【小委員長】 お金がからんでくるものについては、このルートに乗せるということだ。だから契約が必要になる。お金がからまなければ、これ以外にも協働は幅広くある。

【委員】 お金がからまないで役割分担もしながら一緒にやっていることは、たくさんある。

【小委員長】 それは検討委員会で議論することだ。ここは契約に絞っている。

【委員】 現行法の範囲内でできるものを答申することに腐心しなければならぬ。その範囲で合法的にできるのではないかと。

【小委員長】 市民団体側も、このような制度によりこのような契約に基づいて一緒に事業をやっていくということでない、前に進まない。

【委員】 NPO法人連絡会では、各団体の協働事例を出してもらい、議論しようと思っている。それが、検討委員会に反映できるものがあるかどうか、話し合いをする。そのような段階を踏んで、委員の皆さんに理解を深めてもらおうと思う。

【小委員長】 契約書・仕様書はセットだ。協働するプロセスができていない。協議する場を保障させないとだめだ。

【委員】 協働事業だという仕分けをしたうえでやるのか。

【小委員長】 当然だ。NPO側がお金がほしいというだけで来たら、アウトだ。それならば、助成金でよい。行政の持っている力を含めて、協働しようという前提がないと成り立たない。その意味で、NPO側の意識を高めていかないと、協働は成り立たない。

【小委員長】 次回以降に柱立てをしていく。

【委員】 損害賠償の件だが、協働事業となった場合は、NPO側もそれに

備えて積み立てていかなければと思う。

【小委員長】 保険に加入することになる。

【委員】 保険料を積算根拠に入れるという考え方か

【小委員長】 そのとおりだ。

【委員】 成果物の帰属はどうか。

【小委員長】 現在の委託契約だと、行政の仕事をしてもらっているから、そこで発生した成果物はすべて行政のものだ。協働事業については、成果物の利用については双方にあるという契約を結ぶことも考えられる。